

第3回教育委員会

令和4年2月15日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第26号

北鶴橋小学校と鶴橋小学校の学校再編整備計画の策定について

議案第 26 号

北鶴橋小学校と鶴橋小学校の学校再編整備計画の策定について

大阪市立学校活性化条例第 16 条第 4 項及び第 5 項、並びに大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第 4 条及び第 5 条に基づき、北鶴橋小学校と鶴橋小学校の学校再編整備計画案を提出する。

北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画（案）

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり北鶴橋小学校及び鶴橋小学校における学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校

- ・北鶴橋小学校
- ・鶴橋小学校

2 学校適正配置の手法

北鶴橋小学校と鶴橋小学校を統合

3 学校適正配置の実施時期

令和 8 年 4 月

4 活用する学校施設

- ・鶴橋小学校の校地を活用
- 大阪市生野区桃谷 2 丁目

5 学校施設の整備計画

(1) 既存校舎の老朽化及び児童収容対策のため、一部校舎の増改築及び既存校舎の教室改修を行う。（別紙 1 のとおり）

(2) スケジュール(予定)

- ・令和 4 年 4 月～ 実施設計
- ・令和 5 年 8 月～ 仮設校舎建設工事
- ・令和 6 年 1 月～ 一部校舎の増改築等工事（令和 8 年 3 月まで）

6 学校再編整備後の通学路と安全対策

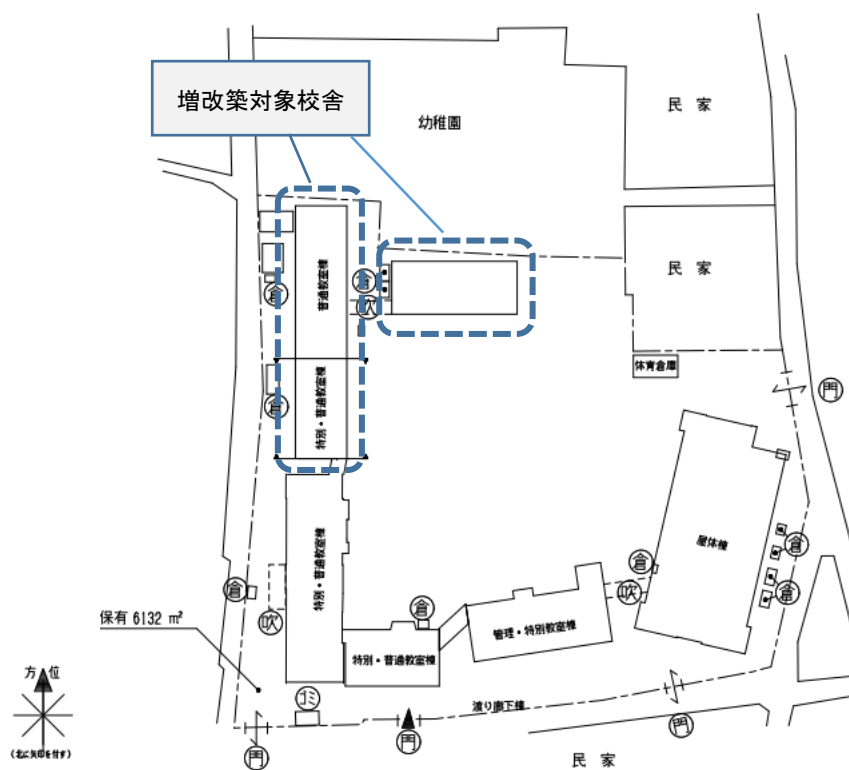
- ・別紙 2 のとおり

7 対象校並びに学校再編整備後の児童数・学級数の見込み

- ・別紙 3 のとおり

● 学校施設の整備計画 ※現行の鶴橋小学校を整備

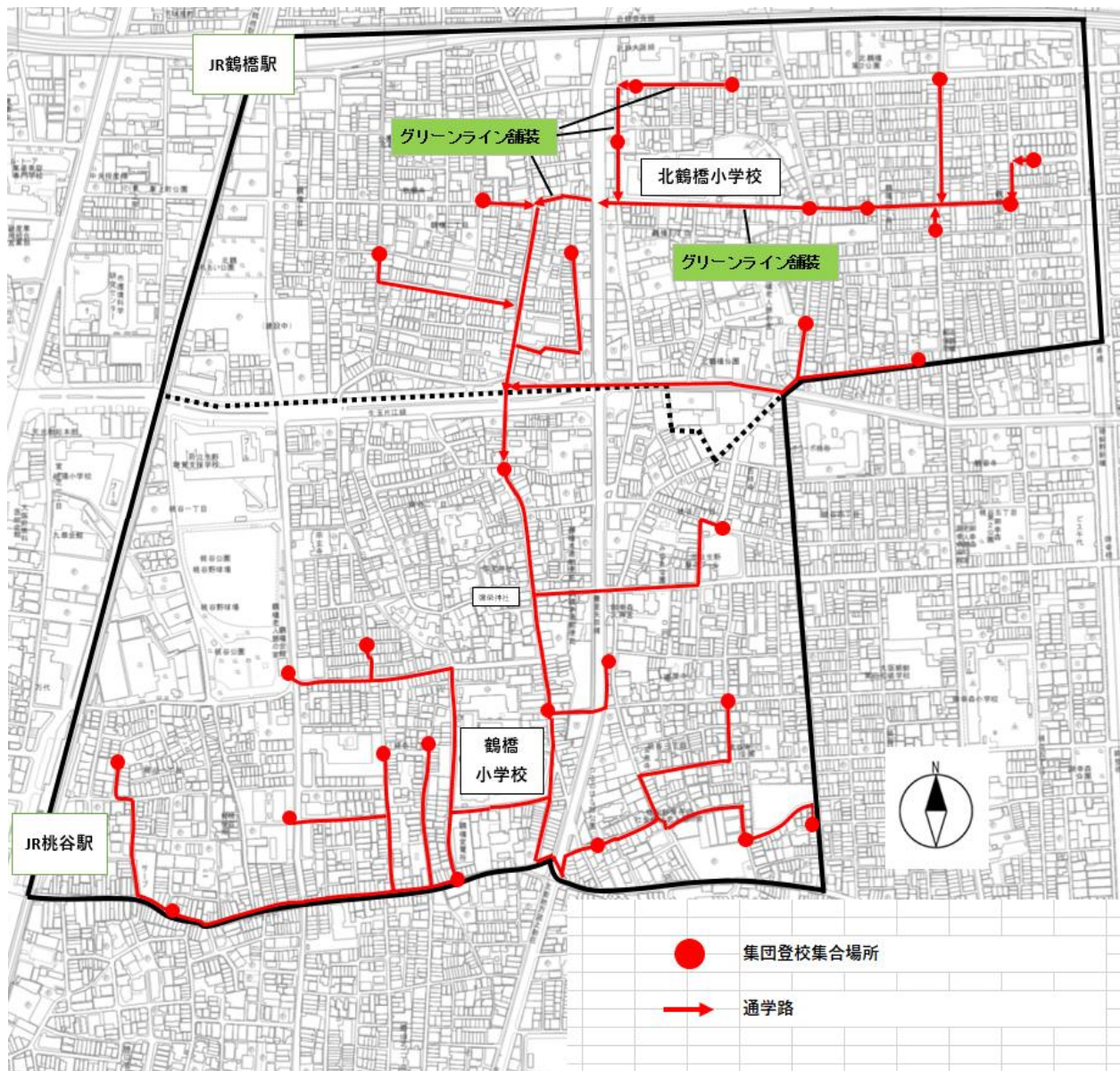
① 現行学校施設



② 整備後学校施設



● 学校再編整備後の通学路と安全対策



●対象校並びに学校再編整備後の児童数・学級数の見込み

(1) 北鶴橋小学校について

・令和3年度は児童数114人、6学級。今後も全学年単学級の見込み。

※児童数は特別支援学級児童を含む。学級数は特別支援学級を含まない。以下同じ。

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和3年度	114人	6	11人	20人	23人	20人	25人	15人
令和4年度	118人	6	18人	11人	21人	23人	20人	25人
令和5年度	107人	6	13人	18人	12人	21人	23人	20人
令和6年度	102人	6	14人	13人	19人	12人	21人	23人
令和7年度	96人	6	16人	14人	14人	19人	12人	21人
令和8年度	91人	6	15人	16人	15人	14人	19人	12人
令和9年度	94人	6	14人	15人	17人	15人	14人	19人

(2) 鶴橋小学校について

・令和3年度は児童数157人、6学級。今後も全学年単学級の見込み。

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和3年度	157人	6	28人	30人	24人	29人	23人	23人
令和4年度	161人	6	26人	28人	30人	25人	29人	23人
令和5年度	156人	6	17人	26人	28人	31人	25人	29人
令和6年度	157人	6	29人	17人	26人	29人	31人	25人
令和7年度	147人	6	14人	29人	17人	27人	29人	31人
令和8年度	141人	6	24人	14人	29人	18人	27人	29人
令和9年度	138人	6	25人	24人	14人	30人	18人	27人

(3) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

・学校再編整備時の令和8年度には、児童数269人の12学級になる見込み

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和8年度	269人	12	49人	40人	52人	36人	53人	39人
令和9年度	277人	12	47人	49人	40人	52人	36人	53人

●大阪市立学校活性化条例(抄)

(小学校の学級数の適正規模の確保)

第 16 条 教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。

4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（以下「適正配置対象校」という。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。

5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。

●大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則(抄)

(学校再編整備計画)

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

- 2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。
- 3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。
- 4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 5 第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。
- 6 第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。